

日薬連発第 159 号  
2024 年 3 月 11 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会  
(押印省略)

2024 年 3 月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願い（依頼）

標記について、経済産業省中小企業庁取引課より、下記及び別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願ひします。

**【「経済産業省中小企業庁取引課」からの連絡文】**

平素より、経済産業政策の推進及び取引適正化に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度は、2024年3月「価格交渉促進月間」の実施に関する周知のお願いのため、ご連絡いたしました。

政府は、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と位置づけ、「価格交渉促進月間」終了後には、受注側中小企業の皆様を対象に、実際に価格交渉及び価格転嫁ができたかについてのアンケート調査等を実施し、その結果を公表しています。

また、昨年11月には、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表しました。

この指針は、特に価格転嫁が難しいとされる、労務費の適切な価格転嫁について、発注企業、受注企業双方が採るべき行動を示しています。

つきましては、貴団体におかれては、添付要請文を会員企業の皆様に周知いただくようお願い申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

<本要請文に関するお問い合わせ先>

経済産業省  
中小企業庁 取引課  
東京都千代田区霞が関 1-3-1  
TEL: 03-3501-1669